

令和4（2022）年7月29日開催

令和4年度
柏崎市農業委員会第26回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第26回総会 議事録

- 1 日 時 令和4年7月29日(金)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第6号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

ただ今から第26回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎局長代理

委員数は19人です。欠席報告は1人、現在の出席委員数は18人で過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は23人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、8番 笹川 宏委員、12番 小俣 立史委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について御説明いたします。

申請番号1 久米地内、畑、2筆、計331㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号2 上田尻地内、田、1,021㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号3 山口地内、田、6筆、計5,531㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号4 水上地内、畑、3筆、計270㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。
審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1から申請番号4までについて、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第1号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 久米地内、畑、282 m²。農機具格納庫。第 2 種でございます。

本件につきましては、平成 10 年頃より申請地を農機具格納庫敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 南条地内、畑、126 m²。一般個人住宅。第 2 種でございます。

本件につきましては、昭和 53 年頃より申請地を一般個人住宅の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号1 与三地内、2筆、田、計399㎡。貸資材置場。第2種でございます。

本件につきましては、当初計画では一般個人住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、貸資材置場として利用するものです。貸付け先は、〇〇〇となっており、隣接する同社所有の資材置場及び作業場と一体的に利用する計画となっています。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の4ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書4ページを御覧ください。議第4号 農地法第5条許可申請について、御説明申し上げます。

申請番号1 荒浜二丁目地内、畑、386㎡。一般個人住宅。第3種でございます。

申請番号2 上田尻地内、田、492㎡。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号3 鯨波三丁目地内、畑、62㎡。駐車場。第2種でございます。

本件につきましては、受人は申請地に隣接する住宅及び敷地を所有しており、今後定住を計画していますが、地形的な要因で住宅敷地内に自動車が乗り入れられないことから、申請地を自家用車の駐車場として取得するものです。

申請番号4 藤井地内、2筆、田、計279㎡。駐車場。第3種でございます。

本件につきましては、受人は機械部品製造を行っております。従業員及び来客用の駐車場として、これまで受人の事業所の周辺の土地を利用していましたが、貸借契約の終了に伴い、新たに駐車場を確保する必要があることから、申請地を取得し、利用するものです。

申請番号 5 下大新田地内、田、31 m²。送電鉄塔部材取替工事のための工事用地に係る一時転用。農業振興地域における農用地区域でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり許可処分とすることに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり許可処分といたします。

議長

続いて、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）。（県営経営体育成基盤整備事業 高田南部地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（4 筆）、4,090.00 m²。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 4（2022）年 8 月 18 日。農用地利用集積計画の明細は別紙明細書のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 「議長」との声あり －

No.2 灰野 善栄農業委員

所有権移転という話ですが、これは誰が登記申請をすることになりますか。農林公社がやるのか、生産組合がやるのか、そこを教えてください。

和田主任

御質問ありがとうございます。登記の申請は農林公社で行います。

No.2 灰野 善栄農業委員

ありがとうございます。無料でしてくれるというそういう感覚でいいのでしょうか。

和田主任

この事業を使うことによって、満額ではなく軽減措置がとられます。ですので、少ない金額で登記処理が行われるということになります。

No.2 灰野 善栄農業委員

ありがとうございました。

議長

他に御意見御質問はありませんでしょうか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第6号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

力石主査

議案書 7 ページから 9 ページを御覧ください。議第 6 号 全国農業新聞の普及等情報活動の強化に関する申し合わせ決議について、御説明させていただきます。

農業一般に関する情報提供、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号の活動強化を図るため、別紙のとおり申し合わせ、決議する。令和 4 年 7 月 29 日提出 柏崎市農業委員長 石塚 道宏。

8 ページを御覧ください。

農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大 3 カ年運動、令和 4 年度から 6 年度に基づく普及推進計画の令和 4 年度 柏崎市農業委員会情報活動(全国農業新聞普及活動)計画。

情報活動の根拠と趣旨、1、情報活動の根拠、農業委員会等に関する法律、第 6 条第 3 項第 2 号に規定、農業一般に関する情報提供を所掌事務とする。

2、情報活動の趣旨、情報活動は、農業委員会が、農業者の代表機関として、農業の発展、農業者の地位の向上を図るという観点から行うものであり、農業者や農業団体のみならず、それ以外の者に対しても農業及び農業者に関する正確な知識、情報を普及することが求められている。これは、農業委員会法の解説より抜粋です。

3、令和 3 (2021) 年度の活動結果、(1)活動、目標部数 200 部に対して、令和 4 年 3 月末現在 152 部。委員、推進委員購読含む。農業委員一人が 1 年間に 1 部以上の購読者獲得に対して、目標達成委員は 7 名でした。(2)目標達成に至らなかった要因、購読中止者の増加があげられます。購読者の高齢化、死亡、すでに他の新聞を購読済みなどの理由です。令和 3 年度新規購読数 10 部に対し、購読中止は 20 部でした。また、新規購読者となっても、すぐに購読中止する者が増えている。

4、新潟県全体の令和 4 年 12 月購読者部数の目標、新潟県農業会議普及推進要領より、新潟県全体で 5,000 部。参考として、令和 3 年 12 月部数の目標 5,500 部でした。

5、柏崎市農業委員会の今年度目標、購読部数、170 部。参考として、令和 3 年度の目標は 200 部でした。農業委員・農地利用最適化推進委員一人が 1 年間に 1 部以上の新規購読申込みを確保する。

6、普及拡大へ向けての具体的な方法、農業委員・農地利用最適化推進委員の担当地区を基本として活動をする。(1)推進対象者、幅広い農業者を対象として活動する。認定農業者、集落のリーダー、農業者、農業法人の構成員、行政書士、司法書士など。(2)普及強調月間、全国農業会議所、新潟県農業会議の期間と連携し、令和 4 年 8 月から 11 月と令和 5 年 1 月から 2 月とする。(3)活動方法等、普及資材、見本紙を使った戸別訪問の実施、3 か月間購読無料の購読推進トライアルを活用する。購読申込みのあった方から記入してもらう書類は、全国農業新聞申込書。口座は JA 口座以外の金融機関での口座引落しも可能。購読料 1 か月 700 円。(4)情報活動による活動費、普及推進にかかる経費は農業委員会の申請に基づき全国農業新聞新潟県支局から上限を 2 万円としていただけます。

本日お配りした中に、お茶が入っていますが、今回はそれを申請いたしました。新規申

込みを勧奨された農業委員に対し、申込み 1 部につき農業委員会の申請により、全国農業新聞よりクオカード 500 円 1 枚を進呈する。普及推進強調月間中に新規申込みを勧奨された農業委員に対し、申込 1 部につき農業委員会の申請により、全国農業新聞よりクオカード 1,000 円を進呈する。

椅子の上に何種類かの物品が入ったトートバックが置いてありますが、バックの中に書類の入ったファイルがあります。全国農業新聞普及資材等の内容という紙があるかと思いますが、これは中身の内容です。他に細かいものは、作業用軍手やオリーブオイルハンドクリーム、フリーザーバックがそれぞれ 2 セット入っています。エコバックは、このカバンのことです。他に見本誌の新聞が 2 部、農業経営という情報資料マップ、申込書が 3 部ずつ入っています。これらが普及推進の際に相手方に渡していただく資料です。

本日、購読者名簿をお配りしましたけれども、個人情報ですので取り扱いに注意しながら普及推進に努めていただければと思います。

併せて、コロナの感染が非常に拡大しておりますので、状況を見ながら、感染対策をとって推進していただきたいと思います。昨年、おひとりで年間 30 回の活動をされた方がいらっしゃいましたが、普及資材が足りなくなりましたら事務局の方に連絡をください。今日も予備が少しありますので、足りなくなりそうな方はお声がけください。

毎年、農業会議でも 1 割程度目標を落としています。今年は 200 部から 170 部に落としました。農家戸数の減少や、購読者数がどのように推移しているかを見て、減らしたところであります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「議長」との声あり —

No.5 安野 検一農業委員

今ほど、力石さんの方から新聞の購読申込の説明があったわけですが、毎年この時期になると購読者を募る形でやっていますが、いまひとつ伸び悩んでいるのが現実だと思います。今日の資料にもあるとおり、来月の 19 日頃、市議会の産建委員との意見交換会があります。産建委員の皆さんが農業委員会と意見交換をする以上、農業の部門もそれなりに勉強してきていただきたいという思いがあります。農業のことはちょっと分からないという市議の方が何名かおられるわけです。先般、ある会派のところに行ってきたして、農業新聞の購読はされていますか。と尋ねたところ、5 年ほど前までは購読していたが、今は止めたとのことでした。

今日の名簿を見ると、市議会の数名が個人で購読していますが、会派で少なくとも 1 部くらいは購読してもらいたいものです。購読して、少しは勉強してもらいたい。それで意見

交換会に出てきてもらいたいと思います。

事務局の方で、会派の方に一言声をかけていただければと思います。

力石主査

ありがとうございます。

昨年、お手紙付きで産業建設委員会の方に配布させてもらったのですが、配っただけでは力が弱いと思いますので、お知り合いの方は声をかけていただきたいです。また内部で相談しまして、他の会派にも頼みたいと思います。

議長

安野委員よろしいでしょうか。

No.5 安野 検一農業委員

はい。

議長

他にございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(事務局からその他事項)

閉会 午後 2 時 3 0 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____